高校生等奨学給付金(奨学のための給付金) Q&A

Q1 給付金の目的は何ですか?

A1 保護者等が負担する「授業料以外の教育に必要な経費」を支援することを目的としています。

Q2 対象となる高校生等とは?

A2 次に挙げる学校に通う生徒のことを「高校生等」と呼びます。

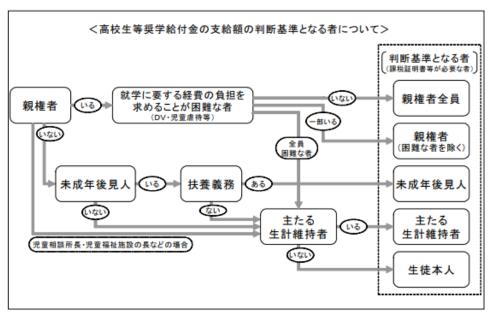
- ・ 国公私立の高等学校
- ・中等教育学校(後期課程)
- · 高等専門学校(第1~3学年) · 専修学校高等課程
- ・ 専修学校一般課程又は各種学校であって国家資格者養成施設の指定を受けているもの
- ・各種学校となっている外国人学校のうち高等学校の課程に類する課程を置くものとして告示で定めるもの

Q3 道府県民税・市町村民税所得割額とは何ですか?

- A3 道府県民税・市町村民税所得割額とは、道府県民税・市町村民税のうち、前年中(1月1日から 12月31 日まで)の1年間の所得に応じて決まる税額のことです。
 - ◆ 道府県民税・市町村民税所得割額は、1月1日現在(賦課期日)の住所地である市町村役場で発行される 課税証明書または非課税証明書等で確認できます。

Q4 所得に関する書類は同居している祖父母等の分も必要ですか?

- A4 原則として、親権者全員分(例:親権者が両親の場合2名分)の道府県民税・市町村民税所得割額により判 断しますので、祖父母等のものは不要です。
- ※ 控除対象配偶者である等の理由により所得の申告を行っていない場合は、所得確認ができないため、市町 村役場にて申告したうえで、課税証明書等の交付を受けてください。



(文部科学省資料より)

Q5 申請したら必ず全員に支給されますか?

A5 期日までに申請書を提出するとともに、収入基準を満たし、かつ申請書類に不備がなく、審査の結果、支 給対象と決定された場合に支給されます。

Q6 生徒は滋賀県内の学校に在学しており、保護者は県外に住んでいます。 滋賀県に申請できますか?

A6 給付金の申請は保護者等の住所のある都道府県に対して行うことになります。 申請手続の詳細については、お住まいの都道府県にお問合せください。

Q7 給付金は学校を通じて申請するのですか?もしくは直接県に申請するのですか?

A7 滋賀県内の学校の場合は、学校を通じて申請を行ってください。滋賀県外の学校の場合は、学校によって異なりますので、在学されている学校からの案内に従って申請をお願いいたします。

Q8 給付金の締め切りはいつ頃ですか?

- A8 例年、新入生のための一部早期給付は6月頃、通常分および家計急変分は7月~8月頃となっています。 年度によって時期は前後しますので、ホームページ等で最新の情報を御確認ください。
- ※ 学校がとりまとめて申請する場合は、上記の締め切りよりも前に、学校への締め切りが設定される場合がありますので、御注意ください。

Q9 父親が海外勤務のため課税証明書が発行できません。どうしたら良いですか?

A9 海外赴任等で日本国内に住所を有しない場合(所得確認ができない場合)は支給対象外です。

Q10 休学している場合は給付金の対象になりますか?

- A10 認定基準日である7月1日現在(※)で、年度末まで休学の場合は対象外です。
 - 7月2日~12月末までに復学が認められる場合は、給付金の対象となります。学校へお問合せください。
- ※ 7月以降の家計急変による申請の場合は、原則申請のあった日の属する月の翌月(申請のあった日が月の初日である場合は、申請のあった月)の1日現在が、認定基準日となります。

Q11 給付金を受給した後に退学した場合は、返還する必要がありますか?

A11 給付金は認定基準日(7月1日)(※)時点で判断します。

そのため、認定基準日以降の世帯状況の変化、休学や退学などにより給付金を返還する必要はありません。

※ 7月以降の家計急変による申請の場合は、原則申請のあった日の属する月の翌月(申請のあった日が月の初日である場合は、申請のあった月)の1日現在が、認定基準日となります。

Q12 学校を通じて給付されるのですか?もしくは直接給付されるのですか?

A12 学校によって異なりますので、在学されている学校にお問い合わせください。

※ 在学されている学校が代理受領している場合、学校によって保護者が負担する「授業料以外の教育に必要な経費」と相殺を行う場合があります。